令和2年度

~チャレンジいばらき補助金~

茨木市提案公募型 公益活動支援事業補助制度募集要領

(文化芸術振興事業) 一3月募集分一

*この募集は、令和2年度予算が茨木市議会において成立されることを条件として行っています。



茨木市 市民文化部 文化振興課 茨木市 市民文化部 市民協働推進課

1 目的等

茨木市内では、様々な市民活動団体が、それぞれの目的に向かって、活発な公益活動を展開されています。このような公益活動に対し、行政から補助金を交付することによって、共に課題解決を図る協働体制を構築し、市民等が主体となった地域社会づくりを促進するものです。

2 募集テーマ

「文化芸術振興事業」

このテーマは、市民等が主体となり、美術、音楽等芸術の分野において作品を創造、展示、 公演し、多くの市民が鑑賞、実演、体験できる機会を設けることにより、市民文化の向上を 図ることを目的に設定したものです。

3 申請の要件等

対象団体

- ① 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体
- ② 政治又は宗教的活動を目的としない団体
- ③ 暴力団でないこと、暴力団及び暴力団員の統制下にないこと
- ④ 定款、規約、会則等による運営がなされている団体 ※同一年度内における補助は、1団体につき1テーマかつ1事業に限ります。

対象事業

- ① 主に茨木市に在住・在勤・在学の者を対象とし、市内で実施する事業
- ② 地域の活性化又は社会及び地域の課題解決が図られる事業
- ③ 国及び地方公共団体から補助金等の交付を受けていない事業
- ④ 令和2年5月1日から令和3年3月31日までに実施・完了する事業
- ⑤ 当該団体の会員等のみを対象とした事業でないこと
- ⑥ 事業実施に当たっては、チラシ等に、「チャレンジいばらき補助金(茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金)」によって事業実施している旨を記載するほか、補助金の広報に 努めること
- ⑦ 次のいずれかに該当する事業であること
 - (1) 能、狂言、歌舞伎、邦楽、謡曲などの古典芸能のほか、地域で伝承されている民俗芸能などを保存、普及する事業
 - (2) 美術、音楽、舞台芸術、文学等の分野において作品を創造する事業、もしくは展示や公演によって普及する事業
 - (3) 45歳以下の若手芸術家の展示、公演もしくは育成に関する事業等
 - ※同一事業についての補助は、3回を限度とします。

4 補助金額、補助率、予算総額

補助金額	10万円(上限額)
補助率	1/2
予算額	80万円

- ※補助金額は、次の①~③のうち、いずれか少ない額となります(千円未満切捨て)。
 - (1)上限額
 - ②補助対象経費の合計額から、「事業の実施に伴い発生する収入」を減じた額

なお、「事業の実施に伴い発生する収入」とは、団体外からの収入のみならず、事業実施に際して、団体内部において徴収した会費等も含みます(例:年度初めに一括して徴収する会費は自己資金扱いとしますが、事業実施の際に参加費として徴するものは、「事業の実施に伴い発生する収入」とみなします)。

- ③補助対象経費に補助率を乗じた額
- ※審査の結果、**選考基準点(満点の6割)に満たない場合は、不採択**となります。配点の 詳細は「7 評価基準と採点」をご覧ください。
- ※上位のものから順に予算の範囲内で採択しますので、下位の事業については、選考基準点を満たしていても**不採択または一部減額して採択**となる場合があります。
- ※予算の範囲内で最下位の事業が複数ある場合は、**申請金額に応じて按分**した金額を交付 決定額とします。
- ※実際に交付する補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、**交付決定金額を上限** として確定します。
- ※交付決定後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合や、事業を中止する場合は、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前に文化振興課と協議してください。
- ※事業が終了した後は、原則1か月以内に「実績報告書」の提出が必要です。

5 対象となる経費

科目	内容
人件費	スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
報償費	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼など
旅費交通費	講師、専門的立場の方、出演者の旅費・宿泊費、スタッフの交通費など
消耗品費	材料(料理教室等の原材料含む)、事務用品その他の消耗品にかかる経費 (単価が1万円未満のもの)
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などの印刷や製本にかかる経費
光熱水費	事業実施に直接必要な光熱水費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
広告料	事業の広告宣伝などにかかる経費
手数料	振込手数料、クリーニングなどにかかる経費
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費
委託料	ごみ処理委託、会場設営委託などにかかる経費
使用料	会場借上、機器レンタルなどにかかる経費
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

- ※予算書の科目名は、上記表の科目名と対応させ、分かりやすく記載して下さい。
- ※ただし、次のような経費は**対象外経費**となります。

交際費(例:出演者への報償費以外の贈答品費、接待費など)
慶弔費(例:ケガをしたスタッフへの見舞金など)
食糧費(例:打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかないなど)
団体事務所の家賃等、団体の経常的な活動に要する経費
販売を目的とする物品に係る経費

備品(レンタル等料金より高額なものや、団体で経常的に利用するもの)

領収書等により団体の支払いが確認できないもの

その他社会通念上公費を支出することが適切でないものなど

6 選考方法

①書類審査

• 文化振興課において、書類の不備などのチェック、当該応募事業が制度やテーマの趣旨に合致したものであるかの確認を行います。

②プレゼンテーション審査

・市民、学識経験者、NPO関係者、地域活動関係者で構成する茨木市提案公募型公益 活動支援事業評価委員会に対し、応募団体がプレゼンテーションを実施していただき、 評価委員会が内容を評価し、その意見をもとに、市が選考事業を決定いたします。

審査の流れ	配分	内容
プレゼンテーション	5分	団体概要や申請事業概要について、評価委員に説明します。 ※口頭での説明を想定していますが、事前にご相談いただければ、スク リーンの使用も可能です。
質疑応答	5分	申請内容について、評価委員から質問をします。
関連課からの意見	2分	申請内容に関連のある課から、事業についての意見を述べます。

7 評価基準と配点

項目	配点	内容
①公益性	20	・地域の課題解決に取り組むものか・広く多くの市民を対象としたものか・採算性等により民間では実施されないものか・多くの市民や市の考え方と一致するか
②継続性	10	・持続的に発展する可能性があるか・他への波及が期待できるものか・既に当補助金による事業がある場合継続して実施されているか
③実行性	10	・スケジュールや予算の積算は妥当なものか・成果をあげられる体制があるか・指定された日程でプレゼンテーションを実施できたか
④先駆性	10	・今までにない新たな課題に向きあっているものか・誰も取り組んでいないものか
⑤自立性	10	・提案団体が主体的に取り組むものか ・将来は他からの支援に頼らず3年で自立が期待できるか
⑥創造性	10	・茨木市の文化芸術の水準を向上させるものであるか・市民に新しい文化との出会いをもたらすものであるか
⑦公開性	10	事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているかより多くの市民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか

8 募集・事業実施のスケジュール

募集期間	令和2年3月23日(月)~4月15日(水)
評価委員会での プレゼンテーション(公開)	令和2年4月21日、22日及び28日 ※日程は、応募件数により変更になる可能性があります。日時の 詳細は、事務局にて決定し、募集締切り後に文書で申請者宛てに 通知します。当日不参加となる場合は辞退とみなします。 また、プレゼンテーションの予定時刻を過ぎて来られる団体は減 点の対象とします。
選考結果通知	令和2年5月初旬(文書で通知します)
事業開始	令和2年5月1日~
実績報告書提出	原則、事業終了後1か月以内
事業報告会(公開)	事業の実施状況に応じて、適宜開催します。

9 公開について

申請いただいた事業名、団体名、交付決定した事業一覧及び評価委員会の会議録等は、個人情報に係る部分を除いて、原則、市のホームページ等で公開いたします。

10 申請書の提出

提出場所

茨木市役所 南館8階 市民文化部 文化振興課(平日の8:45~17:15) ※可能な限り、ご持参ください。

• 提出期限

令和2年4月15日(水)17時15分(期限厳守)

※郵送の場合は必着

11 提出書類

- 〇茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付申請書(様式1)
- 〇添付書類 ①団体概要調書
 - ②事業計画書
 - ③収支予算書(申請事業分)
 - ④団体の定款、規約、会則等の写し
 - ⑤前年度の活動実績がある団体にあっては、その決算書(団体全体のもの)
 - ⑥団体の活動が分かる書類(総会資料・パンフレット・ちらし等)
- *申請書、添付書類①②③については、所定の様式で提出してください。市ホームページ 市民協働推進課のページからダウンロードしてください。片面印刷でお願いします。
- *添付書類④⑤⑥については、団体の任意の様式でかまいませんが、可能な限り、A4 サイズでの提出をお願いします。
- *本制度の説明会は実施いたしません。事業の企画、応募にあたっては、事前にご相談を お受けいたしますので、電話連絡のうえ、ご来庁ください。
 - ・テーマ内容、応募に関するご相談 … 文化振興課
 - 制度全体に関するご相談 ……… 市民協働推進課

12 相談・問い合わせ

茨木市 市民文化部 文化振興課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話: 072-620-1810 FAX: 072-622-7202

メールアドレス: bunka s@city.ibaraki.lg.ip

茨木市 市民文化部 市民協働推進課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話: 072-620-1604 FAX: 072-620-1715

メールアドレス: shiminkyoudou@city.ibaraki.lg.jp